



# 佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次 告示

(六五八・こども課) 一

- 青少年に有害な図書等の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称の変更

(六五九・長寿社会課) 三

- 道路の区域の変更
- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更

(六六〇・道路課) 三

- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更

(六六一・市町村課) 三

- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更

(六六二・〃) 三

- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更

(六六三・〃) 三

- 字の区域の変更

(六六四・〃) 四

- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更

(六六五・〃) 四

- 字の区域の変更

(六六六・〃) 四

## ○告示

### ●佐賀県告示第六百五十八号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事

古川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-151	COMIC ゲッチュ COMICび～た 11月増刊号 11月号	若生出版(株)	13882-11 L-11/23	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-152	Bi-Month パシャ！ No. 4	若生出版(株)	17471-11	
"	16-153	ホワイティーコミックまあるまん特別編集 VoI. 3	(株)ぶんか社	67862-79	
"	16-154	ガールフレンズ No. 173 11月号	若生出版(株)	02333-11	
"	16-155	KANGEKI VOL. 5 ヴァッカ 11月号増刊	(株)バウハウス	07374-11 ①2004. 11/16	
"	16-156	マドンナハウス Vol. 208 11月号	若生出版(株)	08357-11	
"	16-157	ホイップ No. 58 11月号	(株)コアマガジン	08169-11	
"	16-158	DOPE [ドープ] ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 10月号	KKベストセラーズ	04040-10 L2004. 11/30	
"	16-159	MONTHLY Poroon ぽろ～ん VoI. 10月号	(株)ダイアプレス	18031-10	
"	16-160	ガツン！ Gatsun! No. 81 11月号	KKベストセラーズ	02393-11	
"	16-161	Kissui きっすい VOL. 12 11月号	英知出版(株)	02801-11	
"	16-162	デラ べっぴん No. 228 11月号	英知出版(株)	16487-11	
"	16-163	URECCO gal 11月号	ミリオン出版(株)	01865-11	
"	16-164	コン色グミ SPECIAL コン色グミ10月増刊	平和出版社	13710-10 ①-12/9	
"	16-165	爆写 本当にあった人妻の淫らな話 VOL. 1 本当にあった人妻のみだらな話	(株)一水社	18118-11 ①-11/28	
"	16-166	@BOOING アットブーイング VOL. 2	マイウェイ出版(株)	68292-71 ①2005年3月	

●佐賀県告示第六百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川 康

看護 指定訪問 の種類	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
社会福祉法人鶴丸会訪問 看護ステーション・ユートピア	伊万里市大川町大川野一 六四七番地	平成一六・一〇・		

●佐賀県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月二十七日から平成十六年十一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後の別 変更前	幅 メートル	員 延長 メートル
	県道	西与賀佐賀線			
佐賀市西与賀町大字高太郎字三本柳 一〇二番二地先から	佐賀市西与賀町大字厘外字四本杉一 五九六番一六地先まで	佐賀市西与賀町大字高太郎字三本柳 一〇二番二地先から	後	二六・六	
佐賀市西与賀町大字厘外字四本杉一 五九六番一六地先まで	佐賀市西与賀町大字厘外字四本杉一 五九六番一六地先まで	佐賀市西与賀町大字高太郎字三本柳 一〇二番二地先から	前	一六・〇	一五八・四
				一三・三	
				一六・〇	
				一五八・四	

●佐賀県告示第六百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川 康

新 た に 生 じ た 所 在 地	佐賀県知事 古川 康		備 考
	面 (平方メートル)	積	
大字名護屋字神ノ木二五六一、二五六二、二五六二、二五六四七、二五六八、二五六九、二五七九一、二五七九二及び二五八一四並びに大字串字森木六八二の地先	一三、四〇一・八一		
ため	公有水面埋立ての		

●佐賀県告示第六百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域
大字名護屋字神ノ木	大字名護屋字神ノ木二五六一二、二五六一二、二五六二一、二五六四七、二五六八、二五六九、二五七九一、二五七九二及び二五八一四並びに大字串字森木六八二の地先

## ●佐賀県告示第六百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川 康

新たに生じた土地 所 在	面積 (平方メートル)	備考
大字名護屋字永田六八一六、六八一六四、六八一九一、六八一九二、六八一九四、六八五〇から六八五三まで、六八五三三、六八五三五から六八五三九まで、六八六八二、六八六八三及び六八六九一の地先	七、四二三一・三五	公有水面埋立てのため

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域
大字名護屋字永田	大字名護屋字永田六八一六、六八一六四、六八一九一、六八一九四、六八五〇から六八五三まで、六八五三三、六八五三五から六八五三九まで、六八六八二、六八六八三及び六八六九一の地先

## ●佐賀県告示第六百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川 康

新たに生じた土地 所 在	面積 (平方メートル)	備考
大字名護屋字殿山二二五三三及び一四八八三並びに字打椿一四八九三、一四九〇一、一四九〇八、一四九一、一五九七一、一五九七二、一六〇〇、一六〇〇二、一六〇三三及び一六〇四一の地先	六、一三三一・八四	公有水面埋立てのため

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県告示第六百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

## ●佐賀県告示第六百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川康		区域を変更する字の 名称	同上に編入する区 域
新たに生じた土地	面積(平方メートル)		
大字名護屋字打椿一四九〇一、一四九〇八、一四九一、及び一五九七の地先	九二四・一八	大字名護屋字打椿一五九七、一五九七の地先	大字名護屋字打椿一四九〇一、一四九〇八、一四九一、一五九七、一五九七、一六〇〇、一六〇〇一、一六〇三、及び一六〇四の地先
大字名護屋字打椿一五九七一の地先	一、一一八・一八	大字名護屋字打椿一五九七一の地先	大字名護屋字打椿一五九七一の地先
新たに生じた土地	面積(平方メートル)	新たに生じた土地	新たに生じた土地
所 在	(平方メートル)	所 在	所 在
大字名護屋字打椿一五九七一の地先	一四七・三四	備 考	備 考
ため	公有水面埋立てのため		

●佐賀県告示第六百六十七号  
平成十六年十月二十七日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

●佐賀県告示第六百六十九号  
平成十六年十月二十七日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

●佐賀県告示第六百六十八号  
平成十六年十月二十七日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川康

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第六百七十号  
平成十六年十月二十七日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

区域を変更する字の 名称	同 上 に 編 入 す る 区 域
大字串字赤道	大字串字赤道三九九五、三九九一七、四〇一八、四〇一一七、 四〇一八及び四〇四一の地先

●佐賀県告示第六百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川康

		新 た に 生 じ た 所 在
大字名護屋字神ノ木二五七九二及び二五 八一四の地先	大字名護屋字神ノ木二五八一二及び二五 八一四の地先	面 (平方メートル) 積
一・〇八	一六五・二〇	
ため	公有水面埋立ての	備 考

●佐賀県告示第六百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

平成十六年十月二十七日

区域を変更する字の 名称	同 上 に 編 入 す る 区 域
大字名護屋字神ノ木	大字名護屋字神ノ木二五七九二、二五八一三、二五八一四、 二五八二、二五九〇、二五九三及び二五九六の地先

●佐賀県告示第六百七十二号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、  
次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町  
長から届出があった。

平成十六年十月二十七日

佐賀県知事 古川康

購読料  
申込先  
一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十月二十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

發行定日 每週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)